

令和4年第 1回  
総会  
1月

## 白井市農業委員会会議録

令和4年 1月6日 開会

令和4年 1月6日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和4年1月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

#### 報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

#### 2月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 1月21日金曜日
- ・事前審査会(案) 2月1日火曜日  
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総会(案) 2月8日火曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2、3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。

本日は、新年早々の大変お忙しい中、それとまた足元の悪い中、令和4年1月定例総会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

昨年は、委員の皆様方には現地調査、農地パトロール、農業者年金の推進等、御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

本年もまたいろいろとお願いすることがあるかと思いますが、その節は御協力のほうをよろしくお願いいたします。

毎日寒い日が続いておりますが、風邪等ひかないよう健康には十分気をつけていただきたいと思います。

最後に、今年一年、委員の皆様方にとりましてよりよい年になりますよう、また御健勝と御多幸を心より祈念いたしまして新年の挨拶といたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和4年1月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、岩井聡明委員、3番、今井幹代委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号について、今井幹代委員、最適化推進委員の齊藤和博委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

今井幹代委員、齊藤和博委員、しばらくの間、退席をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年1月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、名内字向山の1筆です。

畑、449平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は59アール。

義務者は記載のとおり。

事由は使用貸借権の設定です。

2番、名内字向山の2筆です。

畑、2筆合計で881平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は59アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定です。

3番、名内字向山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は413平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は59アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定です。

4番、名内字向山の1筆です。

畑、442平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積59アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定です。

5番、名内字向山の1筆です。

畑、459平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は59アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定です。

続きまして、2ページを御覧ください。

6番、名内字向山の1筆です。

畑、519平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は59アールです。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定です。

7番、名内字向山の4筆です。

畑、4筆合計で1,660平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は59アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定です。

8番、名内字向山の3筆です。

畑が2筆と山林、現況が畑のものが1筆です。

3筆合計で1,175平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は59アール。

義務者は記載のとおり。  
事由は賃借権の設定です。  
9番、神々廻字河原子の5筆です。  
田、5筆合計で2,195平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
経営面積は50アール。  
義務者は記載のとおりです。  
事由は使用貸借権の設定です。  
10番、神々廻字河原子の8筆です。  
田、8筆合計で1,554平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
経営面積は50アール。  
義務者は記載のとおり。  
事由は使用貸借権の設定です。  
11番、神々廻字新駒の3筆です。  
田、3筆合計で1,251平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
経営面積は50アール。  
義務者は記載のとおり。  
事由は使用貸借権の設定です。  
以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。  
伊藤治委員、お願いします。

伊藤治委員

2班班長、伊藤です。

議案第1号、1から11番について、3条申請に関わる調査報告を行います。

まずは1から8番です。

同一案件のため、一括して報告を行います。

資料は1から8番です。

当日は、権利者の方が義務者の方々の代理人として出席されました。

申請地は、市役所から北に4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、一部枯れ草がありましたが、ほぼきれいに整地されていきました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、軽トラック1台ですが、研修先の方からトラクター2台、ユンボ1台、管理機4台リースしており、経営が軌道に乗った後、トラクター1台、管理機2台の導入を考えております。

労働力は、当面、権利者のみ従事しますが、経営が安定した後、妻も加わる予定とのことです。

新規就農ということで、市内の農園で数年前から研修しており、大変意欲があります。

経営面積についても、下限面積50アールをクリアしています。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、9から11番について、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は9から11番です。

当日は、権利者の方が義務者の方々の代理人として出席されました。

申請地は、市役所から北東に2キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、資料9と11の農地はきれいにされていましたが、資料10の農地は枯れ草が茂っていました。

進入路については、農道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者は、リースでトラクターを1台確保しております。

労働力は権利者1名ですが、相談や手伝いをしてくれる仲間が近隣にいるそうです。新規就農ということですが、権利者の祖父は以前農家だったので、農業に親しみがあり、現在、茨城のレンコン農家で研修しております。

必要な農機具が少ないことと、競合農家がないので、レンコンを選定したそうです。

また、申請地周辺には遊休農地があるため、ハス田の経営が軌道に乗った際には、拡張していきたいと大変意欲があります。

面積要件についても、下限面積50アールをクリアしています。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番から8番について、最適化推進委員の小松隆夫委員をお願いします。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。  
義務者の方は、大半が作付されていない土地ということもあり、周りの方が貸すのであれば貸すということで合意したということです。  
それから、1番の義務者の方のみ賃料は要らないということで、使用貸借権の設定ということになっています。  
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。  
9番から11番について、私、笠井が説明いたします。  
ただいま班長から報告がございましたように、本人は新規就農ということですがけれども、レンコンづくりには意欲を燃やして、今後順調にいったら、周りの田を借りて拡張していきたいというようなやる気は十分あるそうですので、皆さんよろしく願いいいたします。  
事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。  
芦田恵子委員 農業委員の芦田です。  
10番の権利者の方なんですが、確保しているのがトラクター1台ということなんですが、トラックは持ってらっしゃらないのでしょうか。  
トラックがないとレンコンを運べないと思うので、それはリースなんですか。

笠井会長 伊藤委員。  
伊藤 治委員 申請された仕様書の中に、トラックのほうは書いていないですけども、本人が建具屋さんとして今、仕事をなされていて、そちらで運搬とかに使っているもの等があると思うんですけども、取りあえず、農機具として軽トラックやトラックがないということになっております。  
最初のうちは植付けと、あと管理で大体二、三年かかるそうなので、行く行くはそういうものもそろえていきたいと考えているところです。

笠井会長 芦田委員。  
芦田恵子委員 もう一点です。  
農業委員の芦田です。  
お二方とも当面は、権利者の方お一人の作業となっているんですが、面積的に大きいので、果たして本当に1人で大丈夫なのかなと思うんですね。  
最初の方のほうも品種がすごく多いですし、これだけのものを耕作放棄地を使ってやるとなると、かなり草が生えたりすると思うので、その辺のことは、事前審査会で確認したんでしょうか。



お二人のほう、大丈夫でしょうか。

笠井会長 伊藤委員。

伊藤治委員 まず、議案第1号の方ですが、今、市内の農園のほうで研修されておりまして、そちらのほうの研修先の指導の方や仲間内で、まず、こちらで59アールとありますけれども、徐々に増やしていきたいということでしたので、当面の間は1人で従事、後ほど奥さんが従事してという形です。

無理のないようにまずやっていくというのは、こちらの1号の方はおっしゃってありました。

続きまして、2番の方ですが、こちらの方もまず今、報告したとおり、9と11のほうはきれいにされていて、まずそちらのほうに作付して、10番のほうの農地は今ちょっと荒れている状態なので、まずそちらの植付けとか順調に耕作、作付していきながら、そちらのほうも手入れをしていって徐々に増やしていきたいと、こちらはおっしゃってありました。

芦田恵子委員 分かりました。

笠井会長 押田委員。

押田勝巳委員 押田ですけれども、9、10、11、レンコンを作るということですが、ここは土地改良で水が田んぼの時期以外にも出せるんですか。

笠井会長 井戸を掘る予定だそうです。

押田勝巳委員 たしか土地改良区で水が。

笠井会長 田んぼの時期はあるんだけど、終わっちゃうとないので、井戸を掘る予定だということ。

押田勝巳委員 分かりました。

笠井会長 ほかにございますか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番から8番について、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から8番、許可することに可決します。

9番から11番について、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、9番から11番、許可することに可決します。

今井委員、齊藤委員の入室をお願いします。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、4ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年1月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字小山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は451平方メートル。

権利者、義務者は記載のとおりです。

申請事由は転用を伴う所有権移転、車両置場。

2番、根字東向の1筆です。

地目は畑。

地積は431平方メートル。

権利者、義務者は記載のとおりです。

申請事由は転用を伴う使用貸借権の設定、農家住宅。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

伊藤 治委員をお願いします。

伊藤 治委員 2班班長、伊藤です。

議案第2号、1、2番について、5条申請に関わる調査報告を行います。

まず1番です。

資料は12番です。

当日は、双方の代理人として、仲介の不動産会社の方が出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所から西に1.5キロメートルに位置しております。

進入路については、市道により確保されております。

農地区分としては、相当数の街区が形成されていることから、第二種農地と判断い

たしました。

転用目的ですが、申請地は現在耕作されておらず、住宅地の一角にあります。

権利者は中古車販売を営んでおり、国道16号線からアクセスの良い場所に車両置場として土地を探していたところ、不動産会社を介して選定されました。

次に、一般基準ですが、車両置場として451平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。当面は未定ですが、洗車用に水道を引きたいと考えており、汚水雑排水はますを整備し公共下水道へ放流し、雨水は自然浸透させる計画です。

隣接する農地はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

続きまして、2番について調査報告を行います。

資料は13番です。

当日は、双方の代理人として権利者の父親が1名出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所から西に1キロメートルに位置しております。

進入路については、市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地になるため、第二種農地と判断いたしました。

権利者と義務者は、祖父母と孫の関係です。

転用目的ですが、権利者は現在実家に同居していますが、まもなく子が生まれて手狭になるため、祖父母所有の申請地に農家住宅を建てる計画です。

権利者は公務員ではありますが、実家の農業に60日程度携わっており、問題ないものと思われます。

次に、一般基準ですが、本申請は農家住宅用地ということで、申請面積は431平方メートルであり、面積妥当と思われます。

上水は井戸を新設します。

雨水は浸透ますを設置し敷地内で浸透処理し、汚水雑排水は公共下水道本管へ接続し放流いたします。

資金は自己資金と借入金にて賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

また、隣接する農地は、義務者の農地のみで問題はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われます。以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の中嶋健次委員をお願いします。

中嶋健次委員 推進委員の中嶋です。

先日、権利者とお話させていただきました。

車の置場なので、近所迷惑にならないように注意してやっていきたいと、そういうことを話していました。

以上です。

笠井会長 2番もよろしいですか。

中嶋健次委員 権利者の父親とお話しました。

親戚なので、おじいさんと、その代の前のおじいさんから結構、祭りとかいろいろな、部落でよく知っているんです。

3代公務員で、真面目にやっています。

休みのときは、おばあさんの手伝いでトラクターを使って草刈りをしたり、畑の作業をお父さんと一緒に手伝ったりしているのを見かけたことがあります。

全然問題ないと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

岩井委員。

岩井聡明委員 農業委員の岩井です。

1番の申請案件の資料の12-2ですけれども、許可申請書の地目の現況が雑種地になっているんですが、これは畑の間違いでしょうか。

事務局に。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、大野です。

現況は畑です。

雑種地ではございません。

笠井会長 岩井委員。

岩井聡明委員 12-2の謄本を見ると、既に権利者のほうに、昨年の8月に所有権が移転しているという形ということでよろしいでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、大野です。

地目が山林なので、法務局のほうで多分移動させたと思うんですけども、この権利者が正式に許可を受けたいということで申し入れましたので、問題ないと思います。

岩井聡明委員 分かりました、ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、5ページを御覧ください。

議案第3号 令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和4年1月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、6ページを御覧ください。

こちらは、市長からの協議文になります。

7ページを御覧ください。

令和3年度第10次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、平塚字竹下の5筆、我妻下の4筆の合計9筆です。

地目は田。

面積は、9筆合計で7,101平方メートルです。

設定をする利用権、賃借権。

内容は稲作。

期間10年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は、記載のとおり。

経営面積は248アール。

新規です。

続きまして、2番、谷田字八幡下の6筆と耕地の4筆、高田の1筆、浅間下の2筆、落合の2筆で15筆になります。

地目は田。

合計で1万3,113平方メートル。

種類が賃貸借。

内容が稲作。

期間が5年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は401アール。

更新です。

3番、復字中峠の1筆です。

地目は畑。

面積は5,404平方メートルです。

種類は使用貸借。

内容は普通畑。

期間は10年。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は77アール。

新規です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番と3番については新規ですので、地区担当員の補足説明があります。

1番について、最適化推進委員の海老原菊夫委員をお願いします。

海老原菊夫委員 推進委員の海老原です。

1番の件ですけれども、利用権を設定するこの権利者と義務者は、親戚であります。今回、新規になると思うんですけれども、もともと権利者の方が義務者の土地を今までも耕作しています。

ここで初めて書面に出したということです。

ですから、問題はありません。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の秋本善久委員をお願いします。

秋本善久委員 推進委員、秋本でございます。

まず利用権の設定を受ける者の会社のほうですけれども、こちらは2007年に設立された株式会社でございます。

資本金1億円の立派な会社ということで、2008年から体験農園マイファームの事業を開始しまして、2009年には体験農園を10か所増やしている。

そして、2009年には、体験農園を関東地方に進出して、本社は京都にあります。

それで、白井のこの場所なんですけど、ここはアグリイノベーション大学校という名称になっておりまして、既にトータルでは1,000人ほど、ここだけではなくて日本何か所かありまして、そのぐらい立派な会社で、テレビなんかにも出ている立派な農業を推進している会社です。

利用を設定する方なんですけれども、船橋の方で67歳で、この利用権の設定を受ける方とは昔からの付き合いで、個人的な付き合いで長くて、この方も結構、白井とか印西とかに土地がありまして。

そんな中で2人の共通点がありまして、耕作放棄地を少なくしたいということがありまして、設定する方が設定を受ける方に大学校みたいなものをアドバイスをしたりして、それでできたようなことであります。

それと、既に前から借りていたらしくて、ここで正式に申請したという。

今後しっかり将来も使っていけると言うことで問題ないと思います。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号

令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。  
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和3年度第10次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、8ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和4年1月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字笹塚の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

680平方メートル。

買取申出者は記載のとおりです。

事由は、生産緑地解除申請のため。

2番、河原子字天神前の4筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は、4筆合計で6,232平方メートル。

買取申出者は記載のとおりです。

事由は、生産緑地解除申請のため。

3番、河原子字天神前の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は1055.35平方メートル。



買取申出者は記載のとおりです。

事由は、生産緑地解除申請のため。

続きまして、9ページから17ページまでは、令和3年12月9日付でお送りした皆様への通知文と市長からの依頼文の写しになります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、取得希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、18ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和4年1月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

19ページを御覧ください。

① 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出でございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

② 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出になります。

続きまして、表紙に返っていただきまして、(2)その他、2月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りは1月21日、金曜日。

事前審査会は2月1日、火曜日、第1班、午前9時から本庁舎2階災害対策室2。

総会、2月8日、火曜日、午後4時から本庁舎2階災害対策室2・3。  
以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。  
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人